

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例

目次

- 第一章 総則（第一条～第五条）
- 第二章 薬物の濫用の防止に関する施策等（第六条～第十二条）
- 第三章 薬物の濫用の防止のための規制（第十三条～第十九条）
- 第四章 宮城県指定薬物審査会（第二十条～第二十六条）
- 第五章 不動産の譲渡等における措置（第二十七条・第二十八条）
- 第六章 雜則（第二十九条）
- 第七章 罰則（第三十条一策三十四条）
- 附則
- 第一章 総則
 - （目的）
- 第一条 この条例は、薬物の濫用の防止について、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、薬物の濫用に関する規制を行うことにより、県民の生命、身体等に対する危害の発生を防止し、もつて県民が平穏にかつ安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。
（定義）
- 第二条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。
 - 一 大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）第一条に規定する大麻

二　覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第二条第一項に規定する覚醒剤及び同条第五項に規定する覚醒剤原料

三　麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第一号に規定する麻薬、同条第四号に規定する麻薬原料植物及び同条第六号に規定する向精神薬

四　あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三条第一号に規定するけし、同条第一号に規定するあへん及び同条第三号に規定するけしがら

五　毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）第三十二条の二に規定するトルエン並びに酢酸エチル、トルエン又はメタノールを含有するシンナー（塗料の粘度を減少させるために使用される有機溶剤をいう。）、接着剤、塗料及び閉そく用又はシーリング用の充てん料

六　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。

以下「医薬品医療機器等法」という。）第二条第十五項に規定する指定薬物（以下「大臣指定薬物」という。）

七　前各号に掲げるもののほか、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物（酒類及びたばこを除く。）

（令二条例五一・一部改正）

（県の責務）

第三条　県は、薬物の濫用の防止に関する施策（薬物の依存症及び中毒症状からの患者の回復並びに薬物の依存症の予防（以下「薬物の依存症等の回復等」という。）に関する施策を含む。第八条第一項を除き、以下同じ。）

を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(県民及び事業者の責務)

第四条 県民及び事業者は、薬物の危険性に関する知識及び理解を深め、薬物の濫用を防止とともに、県が実施する薬物の濫用の防止に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 県民及び事業者は、薬物（第二条第七号に掲げるものを除く。）、第十三条第一項に規定する知事指定薬物及び告示禁止物品（医薬品医療機器等法第七十六条の六の二第一項の規定により製造等を禁止された物品をいう。以下同じ。）の使用、所持、販売等に関する情報を知ったときは、その情報を知事に提供するよう努めるものとする。

3 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、薬物の危険性を把握し、薬物の濫用を防止するために必要な取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

(医師及び薬剤師の責務)

第五条 医師及び薬剤師は、患者に対する医療の提供を行うに当たり、患者が薬物をみだりに使用したことを知つたときは、使用した薬物の名称その他の当該薬物の特定のために必要な情報を知事に提供するよう努めるものとする。

第二章 薬物の濫用の防止に関する施策等

(情報の収集等及び提供)

第六条 県は、薬物の濫用による保健衛生上の危害を防止するため、薬物の危険性に関する情報の収集、整理、分析及び評価を行い、県民に必要な情報を提供するものとする。

(広報啓発及び教育等の推進)

第七条 県は、県民に対する広報、啓発その他必要な施策を講ずることにより、薬物に対する理解及び関心を深め、薬物の濫用の防止に県民全体で取り組む運動を推進するものとする。

2 県は、薬物の濫用の防止に関する教育及び学習の機会の提供を推進するものとする。

(体制の整備)

第八条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

2 県は、薬物の依存症等の回復等に係る体制の整備に努めるものとする。
(国等との連携協力等)

第九条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策の推進に当たって、国、他の地方公共団体及び薬物の濫用の防止を目的とする団体との連携及び協力を図り、必要があると認めるときは、国に対し意見を述べ、必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

(調査研究)

第十条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を科学的知見に基づいて実施するため、薬物の危険性に関する調査研究を行うものとする。

(監視指導)

第十一条 県は、薬物の濫用を防止するための監視及び指導を適切かつ効果的に実施するものとする。
(関係団体との連携)

第十二条 県は、関係行政機関、患者団体その他の関係団体と連携し、薬物の濫用の防止に関する施策に係る協

議及び当該施策の実施に係る連絡調整を行うための機関又は協議会を組織するものとする。

第三章 薬物の濫用の防止のための規制

(知事指定薬物の指定)

第十三条 知事は、第二条第七号に掲げる薬物で、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあると認めるものを知事指定薬物として指定することができます。

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、宮城県指定薬物審査会の意見を聴かなければならぬ。ただし、第二条第七号に掲げる薬物の濫用により、県民の生命又は身体に対して重大な危害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合であつて、緊急を要し、あらかじめ宮城県指定薬物審査会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合においては、知事は、速やかに、その指定に係る事項を宮城県指定薬物審査会に報告しなければならない。

4 知事は、第一項の規定による指定をするときは、その旨及び当該指定に係る知事指定薬物の名称、指定の理由その他規則で定める事項を告示しなければならない。

5 第一項の規定による指定は、前項の規定による告示によつてその効力を生ずる。

(知事指定薬物の指定の失効)

第十四条 前条第一項の規定による指定は、知事指定薬物が第一条第一号から第六号までに掲げる物に該当し、又は指定されるに至つたときは、その効力を失う。

2 知事は、前項の規定により知事指定薬物の指定が効力を失うときは、当該知事指定薬物の名称、失効の理由

その他規則で定める事項を告示するものとする。

- 3 第七章の規定は、第一項の規定により知事指定薬物の指定が効力を失う前にした当該知事指定薬物に係る行為についても適用する。

(製造等の禁止)

第十五条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）第二条各号に掲げる用途（以下「医療等の用途」という。）に供する場合は、この限りでない。

- 一 知事指定薬物（知事指定薬物を含有する物を含む。以下同じ。）を製造し、又は栽培すること。
- 二 知事指定薬物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で所持すること（県の区域外における販売又は授与の目的で所持する場合を含む。）。
- 三 知事指定薬物を販売又は授与の目的で広告すること（県の区域外における販売又は授与の目的で広告する場合を含む。）。
- 四 知事指定薬物を所持し、購入し、若しくは譲り受け、又は使用すること。
- 五 告示禁止物品を、医薬品医療機器等法第七十六条の六の二第二項の規定により同条第一項の規定による禁止が解除されるまでの間、購入し、若しくは譲り受け、又は使用すること。
- 六 大臣指定薬物、知事指定薬物及び告示禁止物品を使用することを知つて、そのための場所を提供し、又は提供の周旋をすること。

(立入調査等)

第十六条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、知事指定薬物若しくはこれに該当する疑いのある物（以下「知事指定薬物等」という。）を製造し、栽培し、販売し、授与し、所持し、広告し、若しくは使用し、告示禁止物品を使用し、又は前条第六号の場所を提供し、若しくは提供の周旋をする者その他の関係者から必要な報告又は帳簿書類その他の物件の提出を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、知事指定薬物等を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を調査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少分量に限り知事指定薬物等を收去させることができる。

3 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、公安委員会規則で定める警察職員に、知事指定薬物等を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 前二項の場合において、第二項の職員は規則で、前項の警察職員は公安委員会規則で定めるその身分を示す證明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第二項及び第三項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警告)

第十七条 知事は、第十五条各号の規定に違反した者に対し、警告を発することができる。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第十
五条各号の規定に違反したときは、行為者に前項の規定による警告を発するほか、その法人又は人に対しても、

警告を発することができる。

- 3 前二項の警告は、書面を交付して行うものとする。

(製造中止等の命令)

第十八条 知事は、前条第一項及び第二項の規定による警告（第十五条第一号から第四号までに掲げる行為に係るものに限る。以下この条において「警告」という。）に従わない者に対し、知事指定薬物の製造、栽培、販売、授与、所持、広告、購入、譲受け又は使用の中止、回収、廃棄その他必要な措置（以下「知事指定薬物の製造中止等」という。）を命ずることができる。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第十五条第一号から第四号までの規定に違反した者に対し、警告を発することなく、知事指定薬物の製造中止等を命ずることができる。

一 薬物の濫用による危害から県民の生命又は身体を守るため緊急を要する場合で、警告を発するいとまがないとき。

二 第十五条第一号から第四号までの規定に違反した者が、過去に同条第一号から第四号までのいずれかの規定に違反したことにより警告を受けたことがあるとき。

(公安委員会の要請等)

第十九条 公安委員会は、第一条第七号に掲げる薬物に関し、公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、知事に対し、必要な措置をとるべきことを要請することができる。

2 公安委員会は、警察職員が第十五条第五号及び第六号に掲げる行為をした者を発見したときは、公安委員会規則で定めることにより、知事に通知することができる。

第四章 宮城県指定薬物審査会

(設置)

第二十条 第十三条第二項の規定により意見を求められた事項について調査審議するため、宮城県指定薬物審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織等)

第二十一条 審査会は、委員五人以内で組織する。

- 2 委員は、薬学に関し学識経験を有する者のうちから知事が任命する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第二十二条 審査会に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第二十三条 審査会の会議は、会長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

4 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第一十四条 審査会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第一十五条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第一十六条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮つて定める。

第五章 不動産の譲渡等における措置

(不動産の譲渡等をする者が講ずべき措置)

第一十七条 何人も、譲渡又は貸付け（地上権の設定を含む。）（以下「譲渡等」という。）をしようとする不動産が、薬物の製造、栽培、販売、授与又は販売若しくは授与の目的での所持（医療等の用途に該当する場合を除く。）のための施設又はその敷地（以下「薬物製造施設等」という。）の用に供されることとなることを知つて、当該譲渡等に係る契約を締結してはならない。

2 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該契約を締結しようとする相手方に対し、当該不動産を薬物製造施設等の用に供するものでないことを確認するよう努めなければならない。

(不動産の譲渡等の代理等をする者が講ずべき措置)

第二十八条 何人も、他人が譲渡等をしようとする不動産が薬物製造施設等の用に供されることとなることを知つて、当該譲渡等に係る契約の代理又は媒介をしてはならない。

2 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該譲渡等をしようとする者に対し、前条の規定の遵守についての助言その他の措置を講じなければならない。

第六章 雜則

(規則への委任)

第二十九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第七章 罰則

第三十条 第十八条の規定による命令（第十五条第一号又は第二号に掲げる行為に係るものに限る。）に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第一号又は第二号の規定に違反した者

二 第十八条の規定による命令（第十五条第三号又は第四号に掲げる行為に係るものに限る。）に違反した者

第三十二条 第十五条第三号又は第四号の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第一項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をした者

二 第十六条第二項の規定による立入調査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

三 第十六条第三項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務にして、第三十条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十四条第三項、第十五条から第十九項まで、第五章及び第七章の規定は、平成二十七年十二月一日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕 略

附 則（令和二年条例第五一号）

この条例は、公布の日から施行し、第一条の規定（第十五条第三項の改正規定（「第三十条の十四」を「第三十条の十四第一項」と、「同条」とあるのは「同項」に改める部分に限る。）による改正後）による改正後の覚醒剤

取締法施行条例第十五条第三項の規定は、令和二年四月一日から適用する。